

尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第9条第2項の規定に基づき、尾鷲市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人と定員)

第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。

2 議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手續)

第3条 報道関係者は、報道関係者受付簿(様式第1号)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

2 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿(様式第2号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

3 会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条の定めにより、一般傍聴人の数を制限した場合、傍聴希望者のくじ引きで一般傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他の危険な物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。

(3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

(7) 携帯電話の着信音を発しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

第 回尾鷲市地域公共交通活性化協議会

報道関係者受付簿

No.	報道機関		傍聴しようとする者	備考
	住所	名称	氏名	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式第2号(第3条関係)

平成 年 月 日

第 回尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議

一般傍聴人受付簿

No.	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			